3　別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表六(二十七)及び別表十二㈠の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5　新規則別表二十から別表二十付表四までの書式は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用する。

6　この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表六㈦付表の書式　同表の記載要領第一号⑴中「、第42条の12の５第４項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第８項若しくは第11項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とあるのは、「又は第42条の12の５第４項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

二　改正前の法人税法施行規則別表十一㈠の書式　同表の記載要領中「同条」とあるのは、「同条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）」とする。

7　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第十九項及び第二十二条の十一第二十九項中「別表十二㈠、別表十二(十三)」を「別表十二㈠、別表十二(十二)」に改める。

8　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第四項中「別表十二(十六)」を「別表十二(十五)」に改める。

○財務省令第三十七号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十二日

財務大臣　鈴木　俊一

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の一項を加える。

2　法第二十四条の四第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表五に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第十条第一項中「別表四」を「別表五」に改め、同条第二項中「別表二十」を「別表二十一」に、「別表四」を「別表五」に、「又は第六条第二項」を「、第六条第二項又は第七条の二第二項」に改める。

別表一の表中

法人税	額
((法人税申告書別表一「4」＋「5」＋「7」)－(法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」)又は(法人税申告書別表一の二「4」＋「5」＋「24」＋「25」))	

を

法人税	額
((法人税申告書別表一「4」＋「5」＋「7」)－(法人税申告書別表一の二「4」＋「5」＋「24」＋「25」))－(法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」)＋(法人税申告書別表六(六)「9の㉔」＋「9の㉖」)	

に改め、同表の記載要領第一号中「第６条第１号」を「第６条第１項第１号」に改め、同第四号を次のように改める。